

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 25 回 会 議 議 事 録

令和 6 年 10 月 9 日

海区漁業調整委員会委員室 /

日 時	令和6年10月9日（水）午前10時30分から午前10時45分まで		
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）		
議 題	第1号議案 うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第2号議案 あなごかご漁業に関する委員会指示について（指示）		
出席委員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 榊原 満男 鈴木 敏且 鈴木 輝明 小林 清和 岩田 靖宏 長谷川桂子		
欠席委員	吉武 正康		
事務局職員	書記長 長井 猛 主 査 黒田 拓男 非常勤職員 井上 容子		
農業水産局	水産振興監 岡本 俊治 水産課 課 長 柴田 晋作 〃 担当課長 坂口 泰治 〃 課長補佐 大橋 昭彦 〃 課長補佐 堀 勝彦 〃 課長補佐 荒川 哲也		

事務局（長井）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 初めに、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第25回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会 長（山下）	第25回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。
事務局（長井）	ありがとうございました。 それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。
水 産 振 興 監	第25回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、大変お忙しいところ、またお足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。 さて今週に入りまして、やっとこの時期らしい気温になり、ノリ養殖の季節となってまいりました。 現在、各地区でノリ養殖に関する対策会議が開かれておりまし

事務局（長井）	て、網の張り込み時期について検討が行われていると聞いております。 今漁期、品質のよいノリが長く生産できることを、また秋からの漁が豊漁となりますことを祈念しております。 本日の議題は、議案2件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。 本日は定員15名のうち12名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、中根委員、小林俊雄委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。
水産課（荒川）	第1号議案うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。 「諮 問 文 朗 読」

今回、11月末に有効期間の満了を迎え、許可の一斉更新を行ううなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料2ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

うなぎ稚魚たも網漁業の制限措置につきましては、許可の取扱方針の一部改正を令和6年8月26日に書面開催となりました本委員会にて御承認いただき、許可をすべき漁業者の数を定数の6人から現行の許可数である5人とさせていただいたところでございます。

その他の制限措置につきましては変更はございませんが、改めて御説明いたします。

まず、1のうなぎ稚魚たも網漁業につきまして、制限措置の内容は、(1)漁業種類、(2)許可をすべき漁業者の数は5人としております。(3)操業区域は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川となっております。(4)漁業時期は12月21日から翌年4月25日まで、(5)漁業を営む者の資格は県内に住所を有するものとしております。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和6年10月18日金曜日午前8時45分から令和6年11月18日月曜日午後5時30分までの1か月としております。

次に2のうなぎ稚魚待網漁業につきまして、制限措置の内容は、(1)漁業種類、(2)許可をすべき漁業者の数は、操業区域の(3)アが海面の共同漁業権共第84号内となり、1人としております。

資料3ページを御覧ください。

(4)漁業時期は操業区域が共第84号内となる(3)アについては12月21日から翌年3月26日まで、(5)漁業を営む者の資格は県内に住所を有するもの、操業区域が共第84号内となる(3)

	アについては当該漁業権者の承諾をあらかじめ受けたものとしております。申請すべき期間につきましては、1のうなぎ稚魚たも網漁業で御説明した内容と同じでございます。 最後に、参考として4ページに関係規則の抜粋を、5ページ以降には、申請を受けるにあたり県 web ページ上で公開される公示文の案を載せております。 以上でございます。 御審議よろしくお願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 それでは質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案とおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「あなごかご漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（黒田）	それでは第2号議案「あなごかご漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。 資料3ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 この委員会指示につきましては、あなごかご漁業と他の業種間との漁業調整を図るため、漁具の長さと、かごの総数に制限を設けるよう、平成19年に初めて発動いたしました。 また、平成23年には、あなごかご漁業者連絡協議会の陳情により、資源保護を図るため、網目の制限を追加しております。 今回、この委員会指示は令和6年11月30日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して、漁業調整、資源保護に努めてまいりたいと考えております。 資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。 内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年12月1日から令和7年11月30日まで1年間更新するものです。それでは指示案を朗読させていただきます。 「指 示 文 朗 読」 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は11月26日を予定しております。 なお委員会指示の告示文につきましては、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。 御審議よろしく願いいたします。
会長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

	質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
会長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「あなごかご漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。 以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第25回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。
	議 長 委 員 委 員

